

高知県公立高等学校修学支援事業（専攻科の生徒への修学支援）実施要領

第1章 趣旨

（趣旨）

第1条 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和6年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長決定）に基づき、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う修学支援事業について必要な事項を定めるものとする。

第2章 専攻科支援金（通常）

（目的）

第2条 高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対し、高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を支給することにより、高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（支給の対象）

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（次章において支給の対象となる者を除く。以下「受給権者」という。）とする。

- （1）日本国内に住所を有する者
- （2）高等学校等専攻科を修了していない者
- （3）高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校の専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校の専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者
- （4）生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として様式1の2別紙に定める者をいう。）の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者
- （5）高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、それぞれ当該各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。

- （1）退学・停学（3月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- （2）一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- （3）一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

3 学校長は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、前項各号に該当しないこと

の確認を行ったうえで、様式25による個人対象要件証明書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の個人対象要件証明書の提出期限は、教育委員会が別途定めることとする。

(支給の期間及び額)

第4条 専攻科支援金の支給期間は、最大で24月とする。

2 専攻科支援金の支給額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(専攻科支援金の代理受領)

第5条 県は、受給権者に代わって専攻科支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。これにより、当該受給権者に対し、専攻科支援金の支給があったものとみなす。

2 専攻科支援金の支給前に当該受給権者の授業料が納付されている場合は、当該専攻科支援金に相当する額を当該受給権者に支給するものとする。

(受給資格の認定)

第6条 専攻科支援金の支給を受けようとする者は、様式1による受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に生計維持者の市町村民税の所得割の課税所得額(課税標準額)、市町村民税の調整控除額等を証明する書類等(以下「課税証明書等」という。)を添えて、学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、認定申請書の提出があったときは、当該認定申請書等に基づき支給要件を確認した上で様式2による認定申請者一覧を作成し、認定申請書等とともに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による認定申請書の提出があったときは、生徒の専攻科支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、様式3により当該学校長に通知するものとする。

4 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式4又は様式5により生徒に通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

第7条 学校長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、様式6による資格消滅者一覧を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による資格消滅者一覧の提出を受けたときは、審査の上その結果を様式7により当該学校長に通知するものとする。

3 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式8又は様式9により生徒に通知しなければならない。

(授業料額の変更)

第8条 学校長は、受給権者の授業料の変更があったときは、様式10による授業料額変更届を教育委員会に提出しなければならない。

(収入状況の届出等)

第9条 受給権者は、毎年度、7月31日までに、様式1による収入状況届出書に課税証明書等を添えて、学校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、生計維持者について変動等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書等を学校長に提出しなければならない。
- 3 学校長は、受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、様式11による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書等の提出があったときは、審査の上その結果を、様式12により当該学校長に通知するものとする。

(支給の差止め)

第10条 教育委員会は、受給権者が前条第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、専攻科支援金の支給を差し止めることができる。

- 2 教育委員会は、受給権者が停学処分を受けた場合であって、3月未満の期間で復学したときは、専攻科支援金の支給を差し止めることができる。
- 3 前項の規定による差止めの期間は、原則として、処分を受けた日の属する月の翌月から処分が解かれた日の属する月までとする。ただし、処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の専攻科支援金の支給を行わないこととする。
- 4 前項の場合において、専攻科支援金の支給期間の進行は停止しないものとする。
- 5 教育委員会は、第1項及び第2項の規定による支給の差止めを決定した場合は、様式13により学校長に通知するものとする。
- 6 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式14により受給権者に通知しなければならない。

(課税証明書等の省略)

第11条 第6条第1項に規定する申請並びに第9条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、専攻科支援金の受給手続に伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

(支給停止等)

第12条 受給権者は、休学により専攻科支援金の支給停止を希望する場合は、様式15による支給停止申出書を学校長に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、専攻科支援金の支給の停止を決定したときは、様式17により学校長に通知するものとする。
- 3 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、様式18により受給権者に通知しなければならない。

(支給の再開)

第13条 前条の規定により専攻科支援金の支給を停止されていた受給権者が、支給の再開

を求めるときは、様式19による支給再開申出書に収入状況届出書等を添えて、学校長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申出を行う場合の課税証明書等の添付は、専攻科支援金の受給手続きに伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。
- 3 教育委員会は、専攻科支援金の支給の再開を決定したときは、様式21により学校長に通知するものとする。
- 4 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、様式22により受給権者に通知しなければならない。

(支給実績の証明)

第14条 専攻科支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、第7条第3項の規定による通知を添えなければならない。

- 2 生徒は、第7条第3項の規定による通知を紛失した場合は、様式23により支給実績証明書の発行を申請することができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定に基づく申請があった場合は、様式24による支給実績証明書を発行するものとする。

第3章 専攻科支援金（家計急変）

(目的)

第15条 高等学校等専攻科に通う生徒のうち、生計維持者の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由による離職等により従前得ていた収入を得ることができない場合に該当し、専攻科支援金の受給資格を有すると認定を受けた者に対し、専攻科支援金を支給することにより、高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象)

第16条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「特例受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校の専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校の専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者
- (4) 前章において受給資格認定された者のうち、別表第1に掲げる区分2の支給額を受給している者又は所得制限により受給資格認定されなかった者であって、国が定める家計急変事由に該当し、家計急変事由発生後の生計維持者の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者
- (5) 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者

養成課程に通う者

- 2 特例受給権者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、原則として、それぞれ当該各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。
 - (1) 退学・停学（3月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
 - (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
 - (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月
- 3 学校長は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、前項各号に該当しないことの確認を行ったうえで、様式25による個人対象要件証明書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の個人対象要件証明書の提出期限は、教育委員会が別途定めることとする。

(受給資格の認定)

- 第17条 専攻科支援金の支給を受けようとする者は、様式1の2による受給資格認定申請書（以下この条において「認定申請書」という。）に家計急変事由を証明する書類（以下「事由証明書類」という。）を添えて、学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は、申請書の提出があったときは、当該申請書等に基づき家計急変事由に該当しているか確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、家計急変事由について審査（以下「1次審査」という。）を行い、認定又は不認定を決定した上で、様式3又は3の2により学校長に通知するものとする。
 - 4 1次審査において、認定となった生徒は、生計維持者の課税証明書等及び家計急変事由発生後の収入証明書類を学校長に提出しなければならない。
 - 5 学校長は、収入証明書類等の提出があったときは、当該証明書類等に基づき収入要件を満たしているかを確認した上で、当該証明書類等を教育委員会に提出しなければならない。
 - 6 教育委員会は、前項の規定による収入証明書類等の提出があったときは、生徒の専攻科支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、様式3により学校長に通知するものとする。
 - 7 学校長は、第3項の規定による不認定の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式4又は5により生徒に通知しなければならない。

(収入回復届出)

- 第18条 特例受給権者は、生計維持者の再就職等により、収入要件を満たさなくなったときは、様式30又は30の2による収入回復届出書及び様式1による収入状況届出書（以下「届出書」という。）に収入が回復したことを証明する書類を添えて、学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は、届出書の提出があったときは、当該届出書に基づき様式11による収入状況

届出者一覧を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出を受けたときは、審査の上その結果を様式7又は様式12により学校長に通知するものとする。
- 4 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式9又は様式29により生徒に通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

- 第19条 特例受給権者は、毎年度7月及び1月において所定の期日までに様式1の2による収入状況届出書に生計維持者の課税証明書等及び7月又は1月の直近6か月分の収入証明書類（以下この条において「所得判定に係る書類」という。）を添えて学校長に提出しなければならない。ただし、当該所得判定に係る書類を第17条第4項の規定により既に提出している場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者は、生計維持者について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書及び変更後の生計維持者の所得判定に係る書類を学校長に提出しなければならない。ただし、既に変更後の生計維持者の所得判定に係る書類を提出している場合は、当該書類を添付することを要しない。
 - 3 学校長は、特例受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、様式11による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
 - 4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、審査の上、その結果を様式12により当該学校長に通知するものとする。
 - 5 教育委員会は、特例受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、専攻科支援金の支給を差止めることができる。
 - 6 教育委員会は、前項の規定による支給の差止めを決定した場合は、様式13により学校長に通知するものとする。
 - 7 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに様式14により生徒に通知しなければならない。

(課税証明書等の省略)

- 第20条 第17条第4項に規定する申請並びに第19条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、専攻科支援金の受給手続に伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

(その他)

- 第21条 支給の期間及び額、専攻科支援金の代理受領、受給資格の消滅、授業料額の変更、支給の差止め、支給停止等、支給の再開及び支給実績の証明については、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第12条から第14条までの規定を準用する。この場合において、「受給権者」とあるのは「特例受給権者」と読み替えるものとする。

第4章 その他

(支給決定の通知)

第22条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式27及び様式29により学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めのない事項については、高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領に準じて取り扱う。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年7月2日から施行し、同年6月14日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年6月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのを「保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年7月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年6月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第 1（第 4 条、第16条、第21条関係）

対象世帯	生計維持者の算定基準額	支給額
区分 1	100円未満	9,900円
区分 2	100円以上51,300円未満	4,950円

- 1 算定基準額は市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額。家計急変事由が発生した生計維持者の算定基準額は、家計急変事由発生後の収入状況により算出した課税標準額に相当する額。）に100分の 6 を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を控除した額とし、生計維持者が 2 名の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額とする。
- 2 令和 4 年 7 月支給分以降、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれに該当する場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該生徒等の算定基準額の判定に用いる課税所得額（課税標準額）から12万円を減じることとする。
- 3 政令指定都市に市民税を納税している場合の市町村民税の調整控除の額は、当該調整控除の額に 4 分の 3 を乗じた額とする。
- 4 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の 3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算定基準額は 0 円とする。